乙第130号証

平成29年6月13日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 平成27年(ワ)第9715号,同28年(ワ)第9253号損害賠償等請求本訴,同反訴事件

口頭弁論終結日 平成29年3月14日

判

決

大阪市東淀川区大隅2丁目2番8号

本訴原告兼反訴被告

学校法人大阪経済大学

(以下「原告」という。)

同代表者理事長

佐 藤

田

武

司

同訴訟代理人弁護士

神

知

宏

奈良県橿原市地黄町172-2

本訴被告兼反訴原告

吉 井

康

雄

(以下「被告」という。)

主

文

- 1 被告は、原告に対し、30万円及びこれに対する平成26年4月22日から 支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の損害賠償請求並びに削除請求(主位的請求及び予備的請求)をいずれも棄却する。
- 3 被告の反訴請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、本訴反訴を通じ、これを20分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。
- 5 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

- 1 本訴請求
 - (1) 請求1(損害賠償請求)

被告は、原告に対し、1500万円及びこれに対する平成26年4月22 日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 請求2 (削除請求)

ア 主位的請求

被告は、別紙投稿記事目録記載の各閲覧用URLにより表示される各ウェブページを削除せよ。

イ 予備的請求

被告は、別紙投稿記事目録記載の各閲覧用URLにより表示される各ウェブページにつき、同目録記載の各「タイトル」、各「投稿記事」、及び各「リンク先ファイル」欄記載のURLにより特定される各ファイルを削除せよ。

2 反訴請求

原告は、被告に対し、50万円及びこれに対する平成28年9月22日から 支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

(1) 本訴請求は、大阪経済大学(以下「本件大学」という。)を経営する原告が、本件大学の教授であった被告に対し、(ア) 被告が、① インターネット上に「大阪経済大学パワハラ訴訟、経営学部執行部(井形浩治、池島真策、北村實、二宮正司、樋口克次)によるパワハラ」と題するウェブページ(以下「本件ウェブページ」という。)を作成し、本件ウェブページ上に「◆大経大経営学部、特定の歴代学部執行部によるパワハラ/アカハラ訴訟の全貌を情報公開する」と題する記事(以下「本件記事」という。)を順次投稿してこれを公開した行為について、原告の名誉を毀損し、その業務遂行権を侵害する不法行為に当たると主張し、また、② 本件ウェブページ及び本件記事(以下、併せて「本件記事等」という。)において本件大学教授会の議事

におけるやり取り等を公開した行為が、本件大学教授会の議事内容の秘密を 侵害する不法行為に当たると主張して、不法行為に基づく損害賠償(一部請求)として合計1500万円(名誉毀損による損害365万5410円、業務遂行権侵害による損害942万0690円及び議事内容の秘密侵害による損害192万3900円の合計)及びこれに対する不法行為日(本件記事等の公開日)の後である平成26年4月22日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに(請求1)、(イ) 被告の上記(ア)①の行為につき、名誉を回復するための措置及び業務遂行権侵害に基づく妨害排除請求として、① 主位的に本件ウェブページの削除を求め(請求2ア〔主位的請求〕)、② 予備的に本件ウェブページ上のタイトル及び本件記事並びに本件ウェブページの上のリンク先ファイルの削除を求める(同イ〔予備的請求〕)事案である。

- (2) 反訴請求は、被告が、原告による本訴提起が被告に対する不法行為を構成すると主張して、原告に対し、不法行為に基づく損害賠償として50万円及びこれに対する反訴状送達の日の翌日である平成28年9月22日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。
- 2 前提となる事実(当事者間に争いのない事実並びに後掲各証拠〔個別に掲げるもののほか枝番を含む。〕及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)
 - (1) 当事者及び関係者
 - ア 原告は、本件大学を運営する学校法人である。
 - イ 被告は、昭和21年3月6日生まれであり(乙30,34),平成9年 4月から平成25年3月31日まで本件大学経営学部の教授として勤務していた。
 - ウ 井形浩治(以下「井形」という。)は、本件大学経営学部の教授であり、 平成22年10月から平成25年3月まで経営学部の学部長を務めていた

(乙8)。

- エ 池島真策(以下「池島」という。)は、本件大学経営学部の教授であり、 平成22年11月26日から平成25年3月まで経営学部副学部長兼本件 大学経営学部カリキュラム検討委員会(以下「カリキュラム委員会」とい う。)の委員長を務めていた(乙9,59)。
- オ 北村實(以下「北村」という。)は、本件大学経営学部の教授であり、 平成14年2月から平成17年3月まで経営学部学部長を、同年4月から 平成19年3月まで同学部副学部長を、平成20年4月から平成22年3 月まで同学部学部長を務めていた(甲1の3,3の3)。
- カ 樋口克次(以下「樋口」という。)は、本件大学経営学部の教授であり、 平成15年2月25日当時、カリキュラム委員会の委員長を務めていた (甲1の3)。
- キ 二宮正司(以下「二宮」という。)は、本件大学経営学部の教授であり、 平成17年5月9日時点で、本件大学経営学部学部長を務めていた(甲1 の3)。
- (2) 本件大学の組織及び規程

ア 教授会

本件大学経営学部は、別紙大阪経済大学学則(甲5の1。以下「学則」という。)第5条に基づいて教授会(以下「本件教授会」という。)を設置しており、本件教授会の運営に関して、同条5項に基づき別紙大阪経済大学経営学部教授会規程(甲5の2、乙37。以下「本件教授会規程」という。)を定めている。

イ カリキュラム委員会

本件大学経営学部においては、本件教授会の下部組織として、学部長の 諮問に基づいてカリキュラム編成、各年度の授業担当、科目担当の人事案 件を審議・検討するため8人で構成されるカリキュラム委員会が設けられ ている(乙9,59)。

ウ 特任教員任用規程

本件大学においては、特任教員(一定期間勤務し、定年退職した専任教員等のうち基準をみたす場合に教員として任用された者)の任用について、別紙特任教員任用規程が定められている(乙13)。

(3) 被告による特任教員任用申請に関する経緯

ア 被告は、平成24年9月末頃、学部長であった井形に対し、特任教員への任用を希望する旨伝えた(乙7、17ないし19、30)。

イ しかし、井形は、同年10月中旬頃、被告に対し、被告が提出した「3 カ年講義計画」(乙19)がカリキュラム委員会において承認されなかったため特任教員任用申請手続を進めることはできないと伝え、同年11月16日、本件教授会において、被告の特任教員の任用申請が不受理となったことが報告された(乙3、24、53)。

ウ 被告は、本件大学の特任教員に採用されず、平成25年3月、本件大学 を定年退職した。

(4) 別件訴訟

被告は、平成25年6月、原告、井形及び池島を被告として、特任教授としての地位確認、損害賠償等を求める訴訟(当庁平成25年(ワ)第5815号。以下「別件訴訟」という。)を提起した。

別件訴訟において、被告は、定年を迎えることから本件大学の特任教員の任用手続の申請をしようとしたところ、本件大学の教授であった井形、池島がこれを妨害し、任用手続を進めなかったため特任教員に任用されなかったとして、(ア)① 主位的に、原告に対し、被告が本件大学の特任教員の地位にあることの確認並びに同地位に基づく給与及び遅延損害金の支払を求め(主位的請求)、② 予備的に、任用手続を進めていれば特任教員に任用された蓋然性が高かったとして、井形、池島及び原告に対し、不法行為(民法70

9条又は715条)に基づく損害賠償として、任用されていれば得られたはずの給与相当額1273万5000円の連帯支払を求める(予備的請求)とともに、(イ) 井形及び池島が、被告の特任教員任用申請行為を妨害したことは、被告に対する不法行為に当たると主張して、井形、池島及び原告に対し、不法行為(民法709条又は715条)に基づく損害賠償として、慰謝料100万円及び遅延損害金の連帯支払を求めた。

別件訴訟においては、平成26年9月30日、上記(ア)の主位的請求及び予備的請求をいずれも棄却し、(イ)の請求のうち、井形の行為についてのみ不法行為の成立を認め、井形及び原告に対する損害賠償請求を元本30万円の限度で認容し、池島に対する請求並びに井形及び原告に対するその余の請求をいずれも棄却する旨の判決(甲2の1)が言い渡された。

これに対し、被告が控訴し、井形及び原告が附帯控訴したところ(大阪高等裁判所平成26年(外第2955号)、控訴審は、平成27年4月23日、別訴請求2につき、井形と池島が、被告の特任教員への任用申請に際し、相互に意を通じた上、カリキュラム委員会が被告の授業担当計画を承認しなかったという口実を設け、あえて任用申請の手続を進めなかったとの事実を認定して、両名の行為につき不法行為の成立を認め、池島、井形及び原告に対する損害賠償請求を元本80万円の限度で認容(増額変更)し、その余の控訴並びに附帯控訴をいずれも棄却する旨の判決(甲2の2。以下、これと別件第1審判決とを併せて「別件判決」という。)を言い渡し、その頃、別件判決は確定した。

(5) 本件ウェブページ作成に至る経緯

被告は、別件訴訟の係属中、遅くとも平成26年4月22日までに、本件ウェブページを作成してインターネットで公開し、別件訴訟の進行に応じて別件訴訟の内容やこれに関する被告の意見等を含む本件記事を本件ウェブページ上で公開し続けた(甲1、7。以下、被告が本件記事を掲載、公開した

行為を「本件行為」という。なお,本件記事は別件訴訟の係属中に作成されたものであり,本件記事中の「原告」は本件訴訟の被告を指し,「被告」は本件訴訟の原告を指す。)。

(6) 本件記事等の記載内容

本件ウェブページ及び本件記事(以下,併せて「本件記事等」という。) の記載内容は,概略以下のとおりである(甲1,7)。

ア 本件ウェブページのタイトル等

本件ウェブページ上部のヘッダー部分には,「大阪経済大学パワハラ訴訟,経営学部執行部(井形浩治,池島真策,北村實,二宮正司,樋口克次)によるパワハラ」と記載されている(「パワハラ」とは,パワーハラスメントの略語である。以下同じ。)。

本件記事の各冒頭部分には、本件ウェブページのタイトルとして「◆大経大経営学部、特定の歴代学部執行部によるパワハラ/アカハラ訴訟の全貌を情報公開する」と赤字で記載された上、その下に「パワハラ/アカハラに関与した学部執行部(2014年度時点)」、「井形浩治被告、池島真策被告、北村實元副学長、二宮正司元学部長、樋口克次元副学部長、田中健吾元学部長補佐、吉野忠男現副学部長」と記載されるとともに、各人の写真が掲載されている。

イ 本件記事の内容

(ア) 本件記事のうち1つ目の記事(甲1の1)は,「HOME:バーチャルな最高裁の法廷で」と題する記事である。同記事には,「私は2003年頃から退職に到る2012年までパワハラを経験,その集大成が2010年から用意周到に準備された特任教員制度の適用拒否です」,「北村實,井形浩治,池島真策,二宮正司,樋口克次といった歴代の学部執行部の皆さん,大学の外で,オープンにされた場であなた方の行為

はアカハラに当たらないということを証明されては如何でしょうか」な

どと記載されている。

- (イ) 本件記事のうち3つ目の記事(甲1の3)は,「被告ら学部執行部(旧・現)によるパワハラの履歴」と題する記事である。同記事には,「大阪経済大学経営学部 学部執行部による教授会運営の実態と,原告の特任申請を退ける学部執行部の組織的な動き」との表題が付された時系列表が掲載されている。被告は、同時系列表において、被告が本件大学での勤務を始めてから退職するまでの、本件教授会におけるやり取りや、被告と学部執行部役員らとのやり取り等として、以下の事実を記載した。
 - ① 「2003年2月~3月」の出来事として、「学部執行部は、海外留学中の原告の2部担当科目を不開講とし、非常勤講師への担当者差替えをする。」と記載した上、同所に「※原告へのアカハラの始まり」と赤字で記載すると共に、当時の学部長として北村の氏名を、副学部長として樋口の氏名を赤字で記載した。
 - ② 「2005年5月9日」の出来事として、「二宮正司学部長は、調査会社のサイバーブレインズから吉井宛に送られてきた封書を開封し、その請求書の内容についてサイバーブレインズに電話で問い合わせるといった行為をする。」と記載した。
 - ③ 「2012年4月6日から2013年3月11日」までに「原告の特任教員への学部執行部およびカリキュラム委員会による組織的な妨害」があったとした上で、要旨、当時学部長であった井形及びカリキュラム委員長であった池島が相互に意を通じて、カリキュラム委員会の総意として被告の授業計画を認めないということを理由として、意図的に被告の特任教員任用申請を妨害したとの事実を記載した。
- (7) 教授会の議事内容の公開

被告は、本件記事等において、本件教授会及び合同教授会における議事 内容を公開した(甲1の2ないし1の12、3の1、7の2、乙3、24、 84、100、106等)。その中には、出席者の了解を得ることのない まま秘密裏に録音した音声データ等を反訳したものが含まれていた。

- (8) 本件記事等の記載内容は、上記(6)のとおり、被告が、平成15年頃から 平成24年までの間、本件大学経営学部執行部役員ないしカリキュラム委 員会から組織的かつ継続的にパワハラを受けたなどの事実の摘示又は意見 の表明を含むものであり、被告による本件行為は、原告の社会的評価を低 下させるものであった。
- 3 争点及び当事者の主張
 - (1) 本訴関係
 - ア 名誉棄損に係る不法行為関係
 - (ア) 公共性及び公益目的の有無(争点1)

(被告の主張)

本件記事等は、大学という高等教育機関の人事・運営の適否について 意見・論評するものであり、本件大学の不適正な人事・運営を糾弾して 改善を促すことを目的として掲載されたものであるから、公共性及び公 益目的がある。

(原告の主張)

本件記事等の内容は、被告の個人的な話題ないし私学内の出来事であって、公共の利害に関する事実ではない。

また、本件記事等の内容や被告の投稿態様からすると、本件行為は、 特任教員に任用されなかった自己の不満・私憤を晴らす目的で行われた といえ、公益を図る目的で行われたとはいえない。

(イ) 真実性又は真実であると信じたことについての相当な理由(以下「真 実相当性」といい、これと真実性を併せて「真実性等」という。)の有

無(争点2)

(被告の主張)

- 本件記事等は、① 平成15年2月から3月にかけて、樋口と北村が海外留学中の被告の2部担当科目を不開講とし、非常勤講師への担当者差し替えをした事実、② 平成17年5月に、二宮が、調査会社のサイバーブレインズから被告宛に送られた郵便物を無断で開封し、その封入されていた請求書の内容につき、サイバーブレインズに電話で問い合わせるという行為に出た事実、③ 平成24年から平成25年にかけて、井形、池島が共謀し、被告の特任教員任用申請を故意に妨害した事実を摘示した上、これらを前提に、本件大学において継続的、計画的、組織的にパワハラが行われていたという意見ないし論評の表明を行ったものであるところ、同意見ないし論評が前提とするこれらの事実(以下、「事実①」ないし「事実③」という。)は、いずれも主要部分において真実である。したがって、本件行為については違法性が阻却される。
- b 仮に事実①ないし③が真実でなかったとしても、被告は、メールの やり取り(乙1)、井形、北村及びその他の教員の発言(乙2ないし 5)等から、これらの事実を真実と信じたものであって、そのように 信じたことには相当な理由があるから、被告には故意又は過失がない。 (原告の主張)
- 事実①ないし③では、原告によるパワハラが「組織的・計画的・継続的」に行われたという意見ないし論評の表明の前提となる事実として不十分である。したがって、仮に事実①ないし③が真実であるとしても、原告によるパワハラが「組織的・計画的・継続的」に行われたという意見ないし論評の表明の前提となる主要な事実の真実性等が立証されたことにはならない。

b 被告の主張する事実①が真実であることは認めるが、事実②及び③ が真実であることは否認する。

事実②について、二宮が被告宛の郵便物を開封した事実はない。

事実③について、当時は第2部(夜間部)の改革を行っている最中で、カリキュラムの変更は自然な帰結であるから、被告の授業担当計画に記載された各授業に関してカリキュラム委員会が不必要と判断した決定は特段合理性を欠く決定ではなく、カリキュラム委員会の決定を理由として被告の特任教員任用申請の手続を進めなかったことは、井形及び池島の故意による特任教員任用申請の妨害にあたらない。また、本件では、カリキュラム委員会及び数十名で構成される本件教授会においてカリキュラムが承認されており、被告個人に対して特任教員任用申請を故意に妨害することは不可能である。

- c 事実①ないし③の存在に関して確信を得られるほど確かな証拠はな く、被告において、本件記事の前提となる事実が真実であると信じる ことについて相当な理由があるとはいえない。
- (ウ) 意見又は論評としての域を逸脱するか否か(争点3)

(原告の主張)

本件記事等は、本件ウェブページを構成する全てのページのヘッダー部分に「大阪経済大学パワハラ訴訟、経営学部執行部によるパワハラ」とのタイトルが付されるなど、大学の信用を貶める意図がみてとれる投稿態様であり、論評として相当と認められる域を逸脱している。

以上より,本件記事等は正当な論評の域を超えた不当な攻撃である。 (被告の主張)

本件記事等は、被告の特任教員任用に関する別件訴訟の経過を報告し、 その内容について被告なりの評釈を加えたものにすぎず、意見・論評の 域を出ない。 イ 業務妨害に係る不法行為の成否(本件行為が違法な業務妨害に当たるか 否か)(争点4)

(原告の主張)

本件記事等は、教職員や学生等の原告関係者に過度の困惑と不快の念を 抱かせる等の悪影響を生じさせ、これらの悪影響に対して原告は対応を強 いられた。また、本件記事等の存在が、本件大学の受験者数を減少させた。

原告の業務に著しい支障を生じさせる本件行為は業務妨害として原告に対する不法行為を構成する。

(被告の主張)

否認ないし争う。

本件行為は、大学という高等教育機関の不適正な人事・運営を糾弾し、 改善を促すという目的で行われた行為であり、表現の自由の行使として正 当な行為である。

ウ 教授会の議事内容の公開に係る不法行為の成否(違法な法益侵害の有無) (争点 5)

(原告の主張)

本件教授会においては、非公開を原則とし、教授会の録音も出席者の了解を得て行うことになっている。これは、非公開を前提としてこそ、教授会において自由な発言や意見交換が行われ、よりよい意思決定ができると考えられるからである。被告が本件教授会及び合同教授会の議事を秘密裡に録音した上、その内容を公開した行為は、本件大学の教授会における議論を委縮させることになり、教授会が非公開で行われることについての原告の利益を違法に侵害するものとして、原告に対する不法行為を構成する。(被告の主張)

被告が本件記事等で公開した内容は、専ら被告の特任教員任用をめぐる 会話のみである。既に原告を退職した被告が、過去の教授会における議事 内容を特任教員任用手続に限定して公開したからといって、現在及び将来 における本件教授会での議論が委縮するおそれはないし、正常な議事進行 による意思決定が阻害されることもない。

したがって、被告による議事内容の公開は、原告の利益を侵害するもの ではなく、違法性がない。

エ 原告の損害額及び削除請求の可否(争点6)

(原告の主張)

(ア) 原告の損害額

a 名誉棄損に係る不法行為による損害

原告が、被告の本件行為により社会的評価を低下させられ、信用を 毀損された。これにより原告が被った無形の損害を金銭評価すれば 570万円を下らないところ、本訴請求ではその一部である365、 万5410円を請求する。

b 業務妨害に係る不法行為による損害

本件行為による業務妨害によって原告が被った損害を金銭評価すれば、1469万円を下らないところ、本訴請求ではその一部である942万0690円を請求する。

c 教授会の議事内容の公開に係る不法行為による損害

被告による議事内容の公開によって原告が被った損害を金銭評価すれば300万円を下らないところ、本訴請求ではその一部である19 2万3900円を請求する。

d 上記aないしcの合計 1500万円

(イ) 削除請求

被告の本件行為に係る名誉棄損及び業務妨害によって、原告は金銭賠償では回復できない損害を被ったことから、名誉回復措置又は業務遂行権侵害に基づく妨害排除請求権として、被告に対し、本件記事等の削除

を請求することができる。

(被告の主張)

いずれも否認ないし争う。

(2) 反訴関係

ア 原告の本訴提起による不法行為の成否(争点7)

(被告の主張)

前記(1)ア(ア)ないし(ウ)の(被告の主張)記載のとおり、原告が被告に対して組織的、継続的、計画的にパワハラを行ったという意見ないし論評の前提となる主要な事実は真実であり、別件訴訟においても、井形及び池島の故意による不法行為の成立が認められている。それにもかかわらず、原告は、上記各事実は虚偽であり、被告による本件行為は名誉棄損による不法行為等に該当するという理由のない主張をして本訴訴えを提起したものである。したがって、原告による本訴提起は、不当訴訟として被告に対する不法行為を構成する。

(原告の主張)

否認ないし争う。原告による本訴提起は,正当な権利の行使であって,何ら違法ではない。

イ 被告の損害額(争点8)

(被告の主張)

被告は、原告による不当な本訴の提起により、精神的苦痛を被るとともに、弁護士費用を負担することを余儀なくされた。これによる損害は合計50万円である。

(原告の主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

1 本訴請求について

(1) 本件記事等が摘示する事実及び真実性等の証明対象について

ア 前記の前提となる事実のとおり、本件ウェブページは、ヘッダー部分に「大阪経済大学パワハラ訴訟、経営学部執行部(井形浩治、池島真策、北村實、二宮正司、樋口克次)によるパワハラ」と記載し、タイトルとして「◆大経大経営学部、特定の歴代学部執行部によるパワハラ/アカハラ訴訟の全貌を情報公開する」などと記載するものである。

また、本件記事には、(ア) 「私は2003年頃から退職に到る2012 年までパワハラを経験、その集大成が2010年から用意周到に準備され た特任教員制度の適用拒否です」などの記載があるほか、(イ)「被告ら学部 執行部(旧・現)によるパワハラの履歴」、「大阪経済大学経営学部 学 部執行部による教授会運営の実態と、原告の特任申請を退ける学部執行部 の組織的な動き」等の表題が付された時系列表が掲載されており、同時系 列表には、① 2003年 [平成15年] 2月~3月, 学部執行部が、海 外留学中の被告の2部担当科目を不開講とし、非常勤講師への担当者差替 えをしたこと、② 2005年 [平成17年] 5月9日、当時学部長であ った二宮が、調査会社のサイバーブレインズから被告宛に送られてきた封 書を開封し、その請求書の内容についてサイバーブレインズに電話で問い 合わせたこと, ③ 2012年 [平成24年] 4月6日から2013年 [平成25年] 3月11日までの間に、被告の特任教員への学部執行部お よびカリキュラム委員会による組織的な妨害があったこと, 具体的には、 当時学部長であった井形及びカリキュラム委員長であった池島が相互に意 を诵じて、カリキュラム委員会の総意として被告の授業計画を認めないと いうことを理由として、意図的に被告の特任教員任用申請を妨害したこと などが記載されている。

一般の読者の普通の注意と読み方とを基準としてこれら本件記事等の内容を読めば、本件記事等は、事実①(平成15年2月から3月にかけて、

当時カリキュラム委員会の委員長であった樋口と学部長であった北村が,海外留学中の被告の2部担当科目を不開講とし、非常勤講師への担当者差し替えをした事実),事実②(平成17年5月に、当時学部長であった二宮が、調査会社のサイバーブレインズから被告宛に送られた郵便物を無断で開封し、その封入されていた請求書の内容につき、サイバーブレインズに電話で問い合わせるという行為に出た事実)及び事実③(平成24年から平成25年にかけて、当時学部長であった井形とカリキュラム委員会の委員長であった池島が共謀し、被告の特任教員任用申請を故意に妨害した事実)を摘示した上、これらの事実を前提に、本件大学経営学部において、執行部(学部長及びカリキュラム委員会の委員長を指すものと解される。以下同じ。)により継続的かつ組織的に被告に対するパワハラが行われていたとの見解を示したものであって、これら事実の摘示及び意見の表明により、本件大学を経営する原告の社会的評価を低下させ、その名誉を毀損したものということができる。

イ 一般に、名誉毀損については、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあった場合で、摘示された事実又は意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があったときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての範囲を逸脱しているものでない限り、上記行為は違法性を欠くというべきであり、仮に、同事実が真実であることが証明されなくても、その行為者においてその事実を真実と信ずるについて相当の理由があるときには、右行為には故意もしくは過失がなく、結局、不法行為は成立しないものというべきである(最高裁昭和37年/対第815号同41年6月23日第一小法廷判決・民集20巻5号1118頁、最高裁昭和62年4月24日第二小法廷判決・民集41巻3号490頁、最高裁平成元年12月21日第一小法廷判決・民集43巻12号2252頁参照)。

ウ そうすると、被告が本件記事等を掲載した行為(本件行為)が、公共の 利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあった 場合で、摘示された事実であり意見の前提とされた事実でもある事実①な いし事実③が、重要な部分において真実であるか、被告においてこれらの 事実を真実と信ずるについて相当の理由があると認められるときは、人身 攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての範囲を逸脱しているものでない限 り、本件行為について不法行為は成立しないこととなる。

以上を前提に,以下,名誉毀損による不法行為の成否等について検討する。

(2) 事実経緯

前記の前提となる事実に証拠(後掲各証拠のほか乙7~9。ただし、いずれも後記認定に反する部分を除く。)及び弁論の全趣旨を総合すれば、以下の事実が認められる。

ア 事実①に関する経緯

平成15年2月24日,当時カリキュラム委員会の委員長を務めていた 樋口は,被告に対し,平成14年末に決定した被告の本件大学における平成15年度の担当科目を確認するとともに,平成15年度に追加で演習を 担当することを要請したが,被告は,同日,樋口の要請を断った。樋口は,同月25日,演習の開講要請を取り下げるとともに,被告に対し,第2部の情報経営論 $I \cdot II$ について,別の担当者に差し替え又は不開講とする旨 伝えた(乙1)。

イ 事実②に関する経緯

(ア) 平成17年5月9日頃、株式会社サイバーブレインズ(以下「サイバーブレインズ」という。)から被告に送られた郵便物が、本件大学の経営学部宛になっており、当時の経営学部学部長であった二宮の下へ送られたことから、二宮は、サイバーブレインズに対し、請求書(乙10。

備考欄に担当者として被告の氏名が記載してあるもの。) に覚えがない として、問合せをした(乙11, 12)。

(イ) 被告は、同月16日、二宮の下を訪れ、サイバーブレインズに対する 問合せについて二宮に質問をした。これに対し、二宮は、被告に対し、 「経営学部宛てになっていたため、自分のところにきた。備考欄に被告 の氏名があるが、この請求書が被告宛てのものかどうかわからないから、 先方に電話をした。」旨の回答をした(乙12)。

ウ 事実③に関する経緯

- (ア) 被告は、平成22年度は、国内留学中であったことから授業を担当しておらず、平成23年度の授業担当計画を決めるに際して、担当授業数が、平成21年9月に定められた申合せ(乙55)に基づく所定の数よりも1.5コマ不足する状況になっていた。授業数不足に対する対応策についてカリキュラム委員会で検討が行われた結果、当時、カリキュラム委員会の構成員であった井形が、平成22年8月6日、被告に対し、
 - ① 北浜イブニング科目として既存の科目を開講する(0.5コマ),
 - ② 「経営学特殊講義(環境経営論)」を担当する(0.5コマ),③ 「外国書購読」を担当する(0.5コマ)のいずれかについて,合計1コマ分を担当するよう依頼するとともに,④ 当時被告が担当していた第1部(昼間学部)の講義科目を第2部で開講することも可能であるとの提案をしたことから,被告は,これに応じて「外国書購読」及び「経営学特殊講義(環境経営論)」を担当するとともに,当時被告が担当していた第1部の講義科目である「情報ネットワーク論 I・II」及び「情報バリューエンジニアリング」を第2部でも開講することとし,平成24年度の授業担当計画及びそれ以降の授業担当計画を記載した「3カ年講義計画」においても概ねこれを踏襲した(乙6,19)。

なお, 平成24年度までの間に被告が担当していた講義の内容等につ

いて, カリキュラム委員会等において,必要度が低いなどとして是正を 求める意見が出されたことはなかった。また,被告が担当していた講義 の受講者は,他の教授が担当する科目等と比較しても,少ない部類では なかった。

(イ) 被告は、平成24年9月末頃、井形に対し、「特任教員任用資料」、「本学における役職歴」、「3カ年講義計画」を提出し、特任教員任用を希望する旨を伝えた(乙17ないし19)。被告の特任教員任用申請を受け、井形は、池島に、カリキュラム委員会による「3カ年講義計画」の検討を依頼した。

被告による特任教員任用申請当時,カリキュラム委員会に関する規程が経営学部において明示的に設けられていたわけではなかったが,カリキュラム委員会は他学部の規程を参考に運営されており,カリキュラムに関する事項等について検討した上で,本件教授会に報告を行うという本件教授会の諮問機関の役割を果たしていた。特任教員任用手続においても,カリキュラム委員会に関する具体的な規程はなかったが,学部長が授業担当計画を推薦委員会に提出する前に,カリキュラム委員会及び本件教授会が授業担当計画を事前に審議し,承認をするという運用が行われていた(乙59,60)。

(ウ) 池島は、井形に対し、検討の結果を報告し、これを受けた井形は、カリキュラム委員会の検討結果を踏まえ、平成24年10月15日、被告に対し、特任教員任用申請を辞退するように求めた。

その際, 井形が被告に説明した内容は, 概ね次のようなものであった (乙2, 22, 102)。

a 第2部科目として記載されている「情報ネットワーク論 I・Ⅱ」及び「情報バリューエンジニアリング」,「経営情報論」等は,学則上は第2部の科目としては存在しないので,特任教員への任用に際

しては、担当科目としては設けることはできない。被告は、平成23年度及び平成24年度において上記の科目を第2部の時間帯にも 開講していたが、これは例外的措置として行われていたものである から、平成25年度以降、これを継続する必要性は少ない。

- b 「外国書購読 I・Ⅱ」は、大学院進学者の入試対策であるところ、成果が上がっていないことから必要度が低く、廃止するか、大学院の出題傾向に明るい人が担当する方がよりふさわしいとして、カリキュラム委員会で従前から廃止意見があった。
- c 「経営情報論」は、平成24年度に本件大学の経営情報学部が廃止 されたことを考慮しても、文科系の学部である経営学部においては、 独立の科目としての重要度が低い。
- d 「情報バリューエンジニアリング」は、同科目が経営学部のカリキュラム体系上、必要か否かが明確ではない。
- (エ) これに対し、被告は、井形に対し、特任教員への任用申請を辞退する 意思はなく、投票で否決されることになっても構わないので手続を進め、 被告の授業担当計画を推薦委員会に提出してほしいとの意向を示した (乙2)。
- (対) 井形は、平成24年10月16日、本件大学の学長である徳永光俊 (以下「徳永学長」という。)と協議し、同日、その内容等を記載した メールを被告に送信し、特任教員任用申請の手続を進めることはできな い旨伝えた。同メールには、概要以下の記載がある(乙51)。

徳永学長に対し、被告の授業計画書に「不備」(カリキュラム委員会による否認の意味。)があるものの特任教員推薦委員会への提案は可能か尋ねたが、過去の事例においても、書類上の「不備」がある候補者の受理はしておらず、特任教員推薦委員会の開催も不可能であるとの回答であり、今後、手続を進めていくことは事実上不可能となった。



- (カ) 特任教員任用規程上,授業担当計画について学部長と対象者が協議の上で推薦委員会に提出することになっていたが(特任教員任用規程第9条1項),それ以降,井形と被告との間で代替策を検討する等の協議がされることはなく,また,授業担当計画が井形によって推薦委員会に提出されることもなかった。
- (中) 同月19日,本件教授会が開催され、被告の授業担当計画及び特任教 員任用申請に関して、以下のようなやり取りがされた(乙106)。

池島は、次年度のカリキュラムに関して、カリキュラム委員会で決定されたことを、科目ごとに説明し、全体としては例年と基本的には変わらない旨述べた。池島がカリキュラムについて説明している途中、被告は、池島に対しカリキュラム委員会によって自己の科目が不要とされたと井形が自己に伝えたことを述べるとともに、自己のカリキュラムも含めたカリキュラム全体について十分な議論を行うように求めた。かかる被告の発言をうけ、本件大学経営学部教授の池野重雄(以下「池野」という。)が、被告の担当科目がなくなることに関する説明を求めたところ、池島は、「特任問題は後でやっていただいて」と発言して、説明を避けた。これに対し、池野が、「いやいや、科目がなくなるという話だったんで」と反論したところ、池島は、「科目はまだ検討している最中ですんで」と述べて、再度説明を避け、その後も被告の担当科目に関する具体的な説明は行わなかった。

- (ク) 同年11月16日,本件教授会が開催され、被告の特任教員の任用申請が不受理となったことなどが報告された(乙3,24,53,60)。同日の本件教授会においては、概要以下のようなやり取りがされた。
 - a 本件教授会に出席していた本件大学経営学部教授の山田文明(以下 「山田」という。)が、被告の特任教員任用申請が不受理となった 理由を井形に質問したところ、井形は、「私と吉井先生の間の協議

が成立しなかった」、「特任教員として科目をもっていただくということに関しては、」「私は承諾しがたい」、「カリキュラム委員会の見解で承諾しがたい」などと回答し、その後、山田が再度、(被告の特任教員任用申請につき)書類上の不備の内容を尋ねたところ、井形は、「(被告が)特任にもしなられて持たれる科目が不適合だと私が判断した」と回答し、それ以上の詳細な説明を行わなかった。

b その後、被告が、特任教員任用申請に関する手続を正しく踏むよう に希望したところ、北村は、概要「書類がととのわなかったから不 受理になった」とだけ説明するにとどまり、被告が被告の特任教員 任用申請について本件教授会で議論することを求めたのに対して 「教授会議題ではない。」として議論を拒否した。

さらに、山田が書類上の不備の意味を質問したのに対し、井形が、「特任教員としてこの3年やっていただく計画書が認めがたいということが不備」であると回答し、更に回答を続けようとしたところ、北村は「もうそれだけでいいじゃん。進行してください」と述べ、井形の回答を遮った。

その後、山田が再度書類上の不備の意味を質問した際も、井形は、「カリキュラム委員会のご判断と私の判断で特任を決めるというやっには認めがたいという判断です」と回答するにとどまり、かかる井形の回答に対して池野が「カリキュラム委員会と学部長の判断がどういうものだったから認めなかったという報告がほしい」という意見を述べた際にも、これに対して具体的な回答をしなかった。

- (3) 公共性及び公益目的の有無(争点1)について
 - ア 本件記事等の内容及びその掲載に至る経緯に照らせば、本件記事等は、本件大学経営学部の教授であった被告が、学部長等からパワハラに当たる

行為を受けたと主張し、同主張に係る事実を摘示して学部長等の行為を非 難することを主題とするものと解される。

大学は、学問研究、研究成果の発表、教育等を目的とする高等教育機関であって、学問の自由の保障が要請されることなどに鑑みれば、私立大学であっても、学部教授に係る人事、運営の適否は社会の正当な関心事ということができる。また、本件記事等の内容は、被告がパワハラ行為であると主張する事実(事実①ないし③)を摘示するとともに、これらに関する執行部の言動や本件教授会の運営等に対する批判を記載したものであって、上記主題を離れてこれと無関係な原告ないし執行部の言動等について記載したものではない。

したがって、本件記事等の掲載は、公共の利害に関する事実に係り、専 ら公益を図る目的で行われたものと認めるのが相当である。

イ これに対し、原告は、被告の主張に必要不可欠ではない顔写真の掲載や、本件記事等の全ページに「組織的パワハラ、アカハラ」との記載がされていることなどに照らすと、本件行為は専ら被告の不満ないし私憤を晴らす 目的で行われた行為であると主張する。

しかしながら、本件ウェブページに執行部構成員の写真を掲載したことについては、必要性、相当性の点で疑問を抱く余地はあるとしても、そのことのみから直ちに、本件記事等の掲載に公共性ないし公益目的が否定されるということはできない。また、本件記事等の全ページに「組織的パワハラ、アカハラ」と記載されていることについては、被告が自らの主張のインパクトを強めようとしてそのような表現方法をとったことが推測されるが、被告が、本件記事等を掲載するに際し、原告に対する不満や鬱憤を晴らす意図を併せ有していたとしても、そのことから直ちに、本件記事の掲載につき公共性ないし公益目的が失われるということもできない。

そして,他に,本件記事等の掲載が,公共の利害に関する事実に係り,

専ら公益を図る目的で行われたものであるとの上記認定判断を覆すに足り る証拠はない。

ウ よって、争点1についての被告の主張は、理由がある

(4) 真実性又は真実相当性の有無(争点2)について

ア 事実①の真実性等について

樋口が、平成15年2月25日、被告に対し、第2部の情報経営論Ⅰ・ Ⅱについて、別の担当者に差し替え又は不開講とする旨伝えたという事実 (事実①) が真実であることは、当事者間に争いがない。

イ 事実②の真実性等について

前記(2)イに認定した事実によれば、平成17年5月9日頃、サイバーブレインズから本件大学経営学部内の被告宛てに送付された郵便物が、当時の学部長であった二宮の下へ送られたことから、二宮がサイバーブレインズに対し請求書に覚えがないとして問い合わせたことについて、被告が二宮に質問したところ、二宮が「経営学部宛てになっていたため、自分のところにきた。備考欄に被告の氏名があるが、この請求書が被告宛てのものかどうかわからないから、先方に電話をした。」旨の回答をしたことが認められる。

この点に関し、原告は、二宮が被告宛ての郵便物を開封した事実はないと主張するが、二宮が封筒を開けることなく封筒内に請求書が入っていることを認識できたというような事情は見当たらないことに加えて、二宮が上記に述べた「備考欄」とは、請求書(乙10)の下方にある被告の氏名が記載された「備考」欄を指すと解されることをも併せ考慮すれば、二宮は、上記請求書が入った封筒を開封し、備考欄に被告の氏名が記載されていることを認識した上でサイバーブレインズに問い合わせたものと推認するのが自然である。

以上によれば、学部長であった二宮が、サイバーブレインズから被告宛

に送られた郵便物を無断で開封し、封入されていた請求書の内容につき、 サイバーブレインズに電話で問い合わせたという事実(事実②)は、真実 であるか、少なくとも、被告がこれを真実と信じるについて相当の理由が あったと認められる。

ウ 事実③の真実性等について

前記(2)ウの事実によれば、平成24年から平成25年にかけて、当時本件大学経営学部の学部長であった井形及びカリキュラム委員長であった池島が共謀し、カリキュラム委員会の総意として被告の授業計画を認めないという決定がされたことを口実にして、被告の特任教員任用申請を故意に妨げた事実が認められ、事実③は真実であると認められる。以下、補足して検討する。

- (ア) 池島が、カリキュラム委員会において十分な審議がされていないにも 関わらず、カリキュラム委員会の総意として被告の担当授業を廃止する 決定がされたという扱いにしたことについて
 - 被告が特任教員任用申請に際して提出した「3カ年講義計画」の内容は、平成24年度の被告の講義内容とほぼ同様のものであり、そのうち「外国書購読 I・II」は、被告が平成23年度に担当する担当授業数の不足を補うために、平成22年当時、カリキュラム委員会の構成員であった井形からの依頼を受けて、平成23年度から被告が担当するようになったものであった。また、従前第1部のみで開講していた「情報ネットワーク論 I・II」及び「情報バリューエンジニアリング」を、平成23年度から第2部でも開講するようになったのも、井形の承諾を得て行ったことである。そして、平成24年度の授業担当計画においても、平成23年度の授業計画の内容が概ねそのまま踏襲されており、また、平成24年度までの間に被告が担当していた講義の内容等について、カリキュラム委員会等において、必要度が低いな

どとして是正を求める意見が出されたことはなかった。

それにもかかわらず、平成24年10月12日開催のカリキュラム 委員会において、被告の講義の大半は不必要である旨の決定がされた として扱われ、その後、被告のカリキュラムの内容等について再度の 協議や検討も行われなかったものである。

- b 上記のとおり、被告のカリキュラムの内容について、それ以前に是正を求める意見が出されたことはなかったこと、被告の担当していた科目の受講者数は他の科目と比較して少なくなかったことなどに照らせば、仮に、カリキュラム委員会において十分な審議がなされた上で被告の担当する講義内容に問題があるという結論が出されたのであれば、他の科目に変更することが可能か否か等について検討が行われるのが自然である。ところが、そのような検討が行われた形跡はなく、カリキュラム委員会において、わずか1回の審議が行われたのみで、カリキュラム委員会の総意であるとして、被告の担当する講義を不要とする結論が出されたもので、カリキュラム委員会の決定に至る上記経緯は不自然な感を拭えない。
- c また,同年10月19日の本件教授会において,池島は,カリキュラム委員会の検討結果について,被告のカリキュラムの廃止及びその理由について触れることなく,例年から大きな変更はないと説明するにとどまり,池野が被告のカリキュラムの廃止について池島に説明を求めても,池島は,「特任問題は後でやっていただいて」,「科目はまだ検討している最中ですんで」などと説明を避けるよう

「科目はまた検討している最中ですんで」などと説明を避けるような対応をした。仮に、本件教授会の諮問機関であるカリキュラム委員会において被告のカリキュラムの廃止等が十分に審議されたとすれば、本件教授会においても、重点を置いて積極的に説明されるべき事項であるにもかかわらず、池野が上記のような対応に終始した

ことも,不自然というべきである。

- d 上記 a ないし c を総合勘案すると、カリキュラム委員会の委員長であった池島は、カリキュラム委員会において十分な審議がされていなかったにもかかわらず、カリキュラム委員会の総意として被告の担当授業を廃止する決定がされたとの扱いにしたことが認められる。
- e これに対し、池島は、別件訴訟の本人尋問において、カリキュラム 委員会において十分な審議がなされ、審議の結果、メンバーの総意と して、被告の授業担当計画のほとんどが不要もしくは必要度が低いと いう結論に一致したと供述する(乙9)。

しかし、上記 a ないし c の事実に加えて、池島自身、カリキュラム委員会の委員長でありながら、被告が従前担当していた講義の内容を理解していたわけではなかったと供述していること(乙9)をも勘案すると、カリキュラム委員会が、わずか1回の会議で、被告の授業担当計画のほとんどが不要又は必要度が低いとの意見で一致したというのは不自然である。また、被告の担当する授業の受講者が他の科目と比較して少なくはなく、被告は長期間本件大学に勤務していた教授であったことに照らすと、仮に被告の講義が不必要であるという審議結果に至るとしても、それまでに被告の講義の具体的な内容に関する質問や意見等が出て議論がされたはずである。それにかかわらず、池島は、別件訴訟の本人尋問において、他の委員からも被告の講義の内容についての質問もされず、また、被告の講義を残すべきだという意見は一切出なかったという供述をしており(乙9)、かかる供述は、カリキュラム委員会において実質的な審議が行われなかったことを裏付けるものといえる。

以上によれば、カリキュラム委員会において十分な審議が行われた 結果、被告の授業担当計画が不要又は必要度が低いとの結論に達した

旨の池島の上記供述内容は、採用することができない。

- (イ) 井形が被告の特任教員任用申請手続を進めなかったことには合理的な 理由がないことについて
 - 被告が特任教員への任用申請に際して提出した「特任教員任用資料」 (乙17)及び「本学における役職歴」(乙18)の記載内容について、特任教員任用規程上、問題があったというような事情は窺われないから、学部長である井形は、特任任用規程に基づき、特任教員任用申請の対象者である被告と「協議」をした上で、授業担当計画を推薦委員会に提出しなければならず、被告自身も、授業担当計画を推薦委員会に提出して任用手続を進めることを強く希望していた。それにもかかわらず、井形は被告と協議を行わず、授業担当計画を推薦委員会に提出して特任教員任用申請手続を進めることもしなかった。

このことについて、井形は、別件訴訟の尋問において、被告が憤っていて取り付く島がなかったため、再度協議を行うことがなかったにすぎないと供述する。しかし、およそ協議に応じないというような態度を被告が取っていたとの井形の供述を裏付ける証拠はなく、むしろ、被告は、平成24年10月19日及び同年11月16日の本件教授会において、被告の担当授業を廃止することの是非について本件教授会で議論をしてほしい旨意見を述べるなど、話合いを求めていたと認められることからすれば、井形の上記供述は、採用できない。

b 井形は、同年11月16日の本件教授会において、被告の特任教員任用申請が不受理になったことを報告した際、当初、極めて簡潔な報告しか行おうとせず、また、被告が、特任教員任用申請の「不受理」及びカリキュラム委員会における「3カ年講義計画」の審議結果に関する説明を求めたのに対しても、井形及び北村は、具体的な説明をすることなく特任教員任用申請拒否に関する議論を避けており、さらに、

書類の「不備」の意味及び理由について、山田や池野が質問したにもかかわらず、井形は、被告が「…特任にもしなられて持たれる科目が不適合だと私が判断した」などと抽象的な回答を述べるにとどまったものである。

仮に、特任教員任用申請を不受理としたことに合理的な理由があったとすれば、特任教員任用申請は人事上重要な事項であるから、井形としては、同日の本件教授会において、山田や池野の質問に対し、カリキュラム委員会の審議内容の詳細や特任教員任用申請が不受理になった経緯について、詳細な説明が行われたはずである。それにもかかわらず、上記のとおり、井形が質問に対する具体的な回答すらせず、抽象的な説明に終始したことからすると、被告の特任教員任用申請が不受理になったことについて、合理的な理由は存在しなかったものと推認される。

- c 上記 a 及び b を併せ勘案すると、井形は、何ら合理的な理由がなかったにもかかわらず、被告の授業担当計画に「不備」があるとして、特任教員任用申請手続を進めなかったと認められる。
- (ウ) 井形と池島が、相互に意思を通じ、意図的に被告の特任教員任用申請 を妨害したことについて
 - a 上記(ア)、(イ)に判示したところに加え、当時、井形が学部長、池島がカリキュラム委員会の委員長をそれぞれ務めていたこと、平成24年11月16日の本件教授会における井形の特任教員任用申請に関する説明態度、特任教員任用申請手続においてカリキュラム委員会が果たしていた役割等を併せ考慮すると、カリキュラム委員会の委員長であった池島と、学部長として特任教員への任用申請をした者の授業担当計画を特任教員推薦委員会に提出する責務を負っていた井形とは、相互に意思を通じた上で、カリキュラム委員会の決定を口実として意図

的に被告の特任教員任用申請を妨害したものと認めるのが相当である。 これに対し、原告は、当時は第2部の改革を行っている最中であり、 カリキュラムの変更は自然な帰結であって合理性があったなどとして、 井形と池島が被告の特任教員任用申請を故意に妨げた事実はないと主 張する。

しかし、平成24年当時、経営学部のカリキュラムに大きな変更がされたことを裏付ける的確な証拠はなく、かえって、平成24年10月19日の本件教授会において、池島から、平成25年度のカリキュラムは、全体として変更がないなどと説明したのみで、被告が担当していた科目がなくなることについて具体的な説明をしなかったことに照らせば、原告の上記主張は、採用することができない。また、仮に、カリキュラムの変更自体に合理性が認められるとしても、カリキュラム委員会ないし本件教授会において十分な審議がされた上で決定されたものではなく、少なくとも、被告の特任教員任用申請を不受理とする過程及び説明の際に合理性のある根拠が示されたとは認め難いから、いずれにしても、原告の上記主張は、採用できない。

c また、原告は、カリキュラム委員会及び数十名で構成される本件教 授会においてカリキュラムが承認されており、被告個人の特任教員任 用申請を故意に妨害することは不可能であると主張する。

しかし,前記認定のとおり,特任教員任用手続において,学部長が 授業担当計画を推薦委員会に提出する前に,カリキュラム委員会及び 本件教授会が授業担当計画を事前に審議し,承認するという運用が行 われていたことに照らせば,カリキュラム委員長である池島と学部長 であった井形とが意を通じれば,被告の特任教員任用申請を故意に妨 害することは十分可能であったと考えられるし,実際にも,前記のと おり,カリキュラム委員会において被告の提出した授業計画の内容を 十分に審議することなく否認されたものとされ、本件教授会においても、十分な説明や議論がされることなく、不受理との結論に至っていることなどに照らすと、池島及び井形がその主導により被告の特任教員任用申請を故意に妨害したものと認められるから、原告の上記主張は採用できない。

- エ 以上によれば、被告が本件記事等で摘示するとともに意見表明の前提とした事実①ないし③は、いずれもその重要な部分において真実であるか少なくとも、被告がこれを真実であると信じるについて相当な理由があったと認められる。
- オ なお、原告は、事実①ないし③のみでは「組織的・継続的・計画的」と までは評価できず、前提事実が不足しているから、事実①ないし③の真実 性等が証明されたとしても、本件記事等による意見ないし論評が前提とす る事実のうち重要な部分が不足しているなどと主張する。

しかし、前記1(1)に判示したとおり、本件記事等は、一般の読者の通常の読み方を基準とすれば、事実①(平成15年2月から3月にかけて、当時カリキュラム委員会の委員長であった樋口と学部長であった北村が、海外留学中の被告の2部担当科目を不開講とし、非常勤講師への担当者差し替えをした事実)、事実②(平成17年5月に、当時学部長であった二宮が、調査会社のサイバーブレインズから被告宛に送られた郵便物を無断で開封し、その封入されていた請求書の内容につき、サイバーブレインズに電話で問い合わせるという行為に出た事実)及び事実③(平成24年から平成25年にかけて、当時学部長であった井形とカリキュラム委員会の委員長であった池島が共謀し、被告の特任教員任用申請を故意に妨害した事実)の各事実を摘示した上、これらの事実を前提に、本件大学経営学部において、執行部により継続的かつ組織的に被告に対するパワハラが行われていたとの見解を示したものと解されるから、真実性等の証明の対象は、

摘示された事実であるとともに意見の前提とされた事実でもある事実①ないし③であって、これらの事実が重要な部分において真実であるか、又は、被告において真実と信じる相当の理由があったか否かが判断の対象とされるべきものである。

原告の上記主張は、要するに、事実①ないし③の各事実から、本件大学において「組織的・継続的・計画的」なパワハラが行われていたと評価することが不当であるというものと解されるが、摘示された前提事実に照らして当該意見が相当か不当かというようなことは、そもそも真実性等の判断の対象となるものではないから、原告の上記主張は、失当である。

カ よって、争点2についての被告の主張は、理由がある。

- (5) 意見又は論評としての域を逸脱するか否か(争点3)について
 - ア 本件記事等は、全ページに「大阪経済大学パワハラ訴訟、経営学部執行部によるパワハラ」等と記載した上、学部執行部構成員の氏名及び顔写真を掲載するなど、表現行為として些か適切を欠く部分があるというべきであるが、本件記事等で摘示されている事実の内容や記載文言等に照らし、いまだ個人に対する人身攻撃に及ぶなど論評としての域を逸脱するとまでは認められない。

イ よって、争点3についての原告の主張は、理由がない。

(6) 小括(名誉棄損を理由とする不法行為について)

以上によれば、被告が本件記事等を掲載した行為(本件行為)は、原告の 社会的評価を低下させるものであるが、違法性が阻却され、又は、故意若し くは過失がないと認められることから、原告に対する名誉棄損を理由とする 不法行為は成立しない。

- (7) 業務妨害を理由とする不法行為の成否(争点4)について
 - ア 原告が主張する業務妨害の内容は、要するに、被告の本件行為によって 原告ないしその運営する本件大学の社会的評価が低下し、それに伴い信用

が毀損された結果,本件大学の運営に係る原告の業務に悪影響が生じたというにすぎないところ,前記のとおり,被告の本件行為により原告の社会的評価が低下したことについては,違法性又は故意過失がなく,原告に対する不法行為を構成しない。

そして、被告の行為によって、原告の社会的評価が低下したこととは別 に、その業務が違法に妨害されたことについての主張立証はない。

イ よって、争点4に関する原告の主張は、理由がない。

(8) 教授会の議事内容の公開を理由とする不法行為の成否(争点5)についてア 大学については、学術の中心として深く真理を探究することを本質とすることなどに鑑み、学問の自由が保障され、そのために大学の自治が認められるところ、大学の自治は、特に大学の教授その他の研究者の人事に関して認められる(最高裁昭和31年(あ)第2973号同38年5月22日大法廷判決・刑集17巻4号370頁参照)。そして、大学の自治の主要な担い手は、教育研究に関する重要な事項について審議し意見を述べることが予定されている教授会(学校教育法93条)であって、本件大学が、学則(甲5の1)において、学部の機構、組織並びに制度に関する事項、学則並びに学部諸規定の改廃に関する事項、学長の選任等に関する事項、教育職員の人事に関する事項、教授及び研究に関する事項等の広範な事項を学部教授会の審議事項として定めているのも、かかる趣旨に基づくものと解される。

上記のとおり、教授会が大学の自治の主要な担い手であることに照らせば、教授会における審議の方法についても、これを公開とするか非公開とするかを含め、当該教授会が定めるべきものであるところ、本件教授会において、議事内容を公開することが許可されたとの事実を認めるに足りる証拠はなく、かえって、平成16年5月21日開催の本件教授会においては、被告を含む本件教授会構成員の全員出席の下で、議事の録音を希望す

る者は出席者の了解を得て行うことが改めて確認されていること (甲4) などに照らせば、本件教授会における議事内容は非公開とすることが前提となっていたと認められる。

このように、非公開を前提として行われた本件教授会における審議の内容が、発言者に無断で録音され、インターネット等を通じて公開されるということになれば、教授会構成員が委縮し、真意に基づいた自由な意見の表明が困難となって、教授会における適正な意思決定が害され、ひいては大学の自治が脅かされる事態に陥りかねない。

以上に照らせば、非公開の教授会における議事内容を無断で外部に公表 されないという利益(教授会の議事の秘密)は、発言者である個々の教授 会構成員のみならず、本件大学ないしその運営主体である原告にとっても、 不法行為法上保護されるべき利益であると解するのが相当である。

- イ しかるに、前記のとおり、被告は、許可を得ることなく、非公開とされた本件教授会及び合同教授会における議事内容を秘密裡に録音し、これを本件ウェブサイト及び本件記事で公開したものであるから、被告の上記行為は、教授会の議事の秘密を違法に侵害したものとして、原告に対する不法行為を構成する。
- ウ これに対し、被告は、被告が公開した内容は専ら被告の特任教員任用を めぐる会話のみであり、公開の時点で既に被告が本件大学を退職していた から、現在及び将来の本件教授会での議論が委縮するはずがないなどと主 張する。

しかし、そもそも、被告が公開した議事の内容には、①平成17年7月1日の合同教授会における人事権に関する事項等(甲1の5,1の8,乙31,101)、②平成18年1月13日の本件教授会における各教授の担当科目や受講生の数とコマ数の関係等(甲1の7,乙84)、③平成24年9月28日の本件教授会における特任教員任用申請の一般的事項や、

それに付随する授業担当計画書,カリキュラム委員会等の仕組みに関する事項(甲1の7,乙100,101),④平成24年10月19日の本件教授会における他の教授の担当授業やゼミに関する事項(甲1の6,1の7,乙106),⑤平成24年11月16日の本件教授会における学生のカンニング問題の処理に関する事項,山田が中国で捕まった際に行った支援決議に関する事項等(甲1の4,1の6,1の7,乙3,24),被告の特任教員任用申請に直接関係しない事項も含まれており,被告の上記主張は,前提を欠く。この点を措くとしても,特任教員任用申請に関する事項は,大学の自治の中核をなす人事に関する事項であるから,議事の秘密の対象に含まれることは当然であって,公開内容が特任教員任用申請に関する事項に限定されていたことは,被告による議事内容の公開が不法行為法上違法であるとの上記判断に影響を及ぼすものではない。

また,非公開であるはずの本件教授会の議事内容が無断で録音されて公開されたという事実が存在すれば,当該行為を行った者が既に退職していたとしても,現在及び将来の本件教授会における発言について委縮効果は生じるというべきであるから,公開行為を行った時点で被告が退職していたか否かは,不法行為の成否についての判断を左右するものではない。

なお、公開された議事に係る事項が被告に関するものであったか否かによって、議事内容の公開が本件教授会での発言に与える委縮効果の有無、程度が左右されることはないから、このことも、不法行為の成否に影響を及ぼすものではない。

したがって,被告の上記主張は,採用できない。

エ よって、争点5に関する原告の主張は、理由がある。

被告は、原告に対し、本件教授会の議事内容の公開(議事の秘密の侵害) を理由とする不法行為に基づき、これによって原告が被った損害を賠償す べき責任を負う。 (9) 原告の損害額及び削除請求の可否(争点6)について

ア 原告の損害額について

- (ア) 上記(8)のとおり、被告は、原告に対し、本件教授会の議事内容の公開 (議事の秘密の侵害)によって原告が被った損害を賠償すべき責任を負 うところ、被告の上記不法行為によって、原告は、その運営する本件大 学の教授会における自由な発言による議論が阻害され、教授会による適 正な意思決定が脅かされるという無形の損害を被ったものと認められる。 そして、ホームページ上に複数回にわたり本件教授会の内容を音声デ ータの形式等で公開するという被告の不法行為の態様、公開された議事 の内容、その他本件に顕れた一切の事情を総合考慮すれば、原告に生じ た上記損害を填補するための額としては、30万円が相当である。
- (イ) したがって、被告が不法行為に基づいて賠償すべき原告の損害額は、 30万円である。

イ 削除請求の可否について

前記のとおり、被告は、名誉棄損及び業務妨害を理由とする不法行為は 成立しないから、これらの不法行為の成立を前提とする削除請求(主位的 請求及び予備的請求)は、いずれも理由がない。

2 反訴請求について

(1) 原告の本訴提起による不法行為の成否(争点7)について

訴えの提起が違法となるのは、提訴者の主張した権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠くものである上、提訴者がそのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たといえるのにあえて訴えを提起したなど、訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるときに限られるものと解すべきである(最高裁昭和60年(才)第122号同63年1月26日第三小法廷判決・民集42巻1号1頁参照)。

本件本訴についてこれをみるに、原告は、被告による本件記事等の掲載が

原告の社会的評価を低下させるもので名誉毀損に当たるなどと主張して本訴を提起したものであるところ、本件記事等が原告の社会的評価を低下させるものであることは前記1に判示したとおりであって、公共性、公益性、真実性等についても、これを否定して争った原告の主張が事実的、法律的根拠を欠くものとまではいうことができず、その他、本訴の提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くといえる事情も認められない。

よって、原告による本訴の提起に違法性はなく、被告に対する不法行為は成立しない。

(2) したがって, その余(争点(8)) について判断するまでもなく, 被告の反訴請求は, 理由がない。

3 まとめ

以上によれば、原告の本訴請求は、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償 として30万円及びこれに対する不法行為の後の日である平成26年4月22 日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める 限度で理由があり、その余の損害賠償請求並びに削除請求(主位的請求及び予 備的請求)は、いずれも理由がなく、被告の反訴請求は、理由がない。

第4 結論

よって、原告の被告に対する本訴請求は、不法行為に基づく損害賠償請求に つき主文第1項の限度で理由があるから、その限度でこれを認容し、その余の 損害賠償請求並びに削除請求(主位的請求及び予備的請求)は理由がないから、 これらをいずれも棄却することとし、被告の原告に対する反訴請求は理由がな いから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第24民事部

裁判官 増 森 珠 美

裁判官 塩 原 学

裁判官 水 谷 翔

これは正本である。

平成29年7月19日

大阪地方裁判所第24民事部

裁判所書記官 相 知 義 心